

職員の懲戒処分について（令和7年8月26日付）

8月26日付けで、本市職員を次のとおり懲戒処分としましたのでお知らせいたします。

【事案】

事案の概要 利害関係者に該当する団体の役員と、任命権者の許可を得ず、飲食を共にしていたもの。

被処分者 市長公室長 52歳

処分内容 戒告

処分日 令和7年8月26日

本市職員の服務規律の確保を徹底し、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。